**平成２４年（フ）第３９２４号**
大阪市西区九条南３丁目17番11号　Ｍｓ　ｃｏｕｒｔ505
債務者　田中　　功
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４７０７号**
大阪府枚方市上島町21番32号
債務者　青木利都子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４７２２号**
大阪市北区長柄東２丁目１番24―906号
債務者　灘谷　真裕
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４７７０号**
大阪府豊中市庄内幸町３丁目６番14号
債務者　吉村　　匠
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４７８９号**
大阪府東大阪市六万寺町１丁目17番14号
債務者　唐木　浩之
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４８０５号**
大阪府四條畷市北出町15番９号
債務者　木下　義美
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４８１９号**
大阪市城東区蒲生３丁目２番30号
債務者　六嶋　良弘
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４８６２号**
大阪府豊中市庄内幸町５丁目17番７号
債務者　菜畑　伸一
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４８６４号**
大阪市西区九条南２丁目９番１―408号
債務者　塚本　明奈
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第４９５５号**
大阪府枚方市高田２丁目１番32号
債務者　井上　英二
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５１０３号**
大阪市東成区神路４丁目２番17号　エトワールヤスハラ303号
債務者　菊池　良彰
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５１４６号**
大阪市東淀川区豊新２丁目11番５―212号
債務者　栩野　　孝
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５１９２号**
大阪市阿倍野区昭和町１丁目８番４号　四海楼昭和町店
債務者　比嘉　清三
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５２１９号**
大阪市生野区鶴橋４丁目６番16号
債務者　畑野　真男
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５２５５号**
大阪府豊中市桜の町３丁目９番18―103号
債務者　難波　賢慈
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５２７１号**
大阪市東住吉区杭全７―６―14―102、住民票上の住所大阪市東住吉区今川８丁目３番19号
債務者　嵯峨根清美
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５３０５号**
大阪府茨木市水尾１丁目12番３号　千歳ハイツ206号
債務者　小玉ミチコ
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第５３２２号**
大阪市生野区巽北３丁目15番26―502号
債務者　武田美由紀
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部